障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定取消について

下記の事業者について、令和6年5月7日付で障害者総合支援法(以下「法」という。)第50条 第1項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定を取消したので、お知らせします。

記

1 対象事業者

法 人 名 一般社団法人 I s s i 同仁グループ (所在地:福島県白河市)

代表 者 代表理事 渡邊仁子

2 事業所名称、所在地及び処分対象となるサービス

- (1) 事業所名称 居宅介護事業所 メビウス
- (2) 事業所所在地 福島県白河市郭内151番地96
- (3) サービスの種類 居宅介護
- 3 処分年月日 令和6年5月7日
- 4 指定取消年月日 令和6年6月6日

5 処分理由

(1) 法第50条第1項第4号(人員基準違反)

令和4年4月から令和5年9月までの間、基準において常勤換算方法で2.5人以上の配置が 必要とされる従業者の員数を満たしていなかった。

また、令和4年4月から令和5年9月までの間、基準において常勤での配置が必要となるサービス提供責任者が常勤で勤務していなかった。

(2) 法第50条第1項第9号(不正の手段による指定申請)

新規指定申請において、基準上必要とされる常勤換算方法による2.5人以上の従業者の員数 を満たすために、実際に勤務する予定のない者を従業者と偽り、申請書類に勤務日、勤務時間を 記載して指定を受けた。